

第八回 参議院労働委員会 會議録 第五号

昭和二十五年七月二十八日(金曜日)午前十時五十分開会

本日の會議に付した事件

○失業保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○北海道に國立身体障害者公共職業指導所設置の請願(第一八五号)

○失業緊急対策に関する請願(第一九五号)

○失業緊急事業に関する請願(第二四四号)

○職業安定法施行規則第二十四条中一部改正に関する請願(第七五号)

○失業保険制度改善に関する陳情(第三九号)

○委員長(赤松清子君) これより労働委員会を開きます。

先ず衆議院より来る二十七日送付された失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。本改正案に関する一應の質疑は一応済んでおりますので、統いて逐条審議に移りたいと思

います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(赤松清子君) 御異議ないと認め、只今から逐条審議に入ります。

それでは職業安定局長斎藤政府委員から一応御説明をお願いいたします。

○政府委員(斎藤邦吉君) 私から逐条について御説明を申し上げます。

先ず最初の第十条第三号の規定の問題でございますが、この規定は失業保険の被保険者を除外する者の範囲を定

めた規定でございます。即ち船員保険の被保険者は一般の失業保険法の適用を受けないで、船員保険法の適用を受けて、そちらで失業いたしましたときに失業保険金を受けるのであります。

従いまして船員保険の被保険者は失業保険法の適用外ということになつておるのであります。船員保険法の第二

十條第一項の規定による被保険者につきましては船員保険法による失業保険を受けることができないことに相成つておるのであります。即ち船員保険法

第二十條第一項の規定による被保険者と申す者は七年以上十五年未満船員保険の被保険者であつた者が船員保険の被保険者の資格を喪失いたしました場

合に、資格喪失後三ヶ月以内に船員保険の被保険者たらんとする申請をなしたときは継続して被保険者になることができないという規定がありまして、即ち継続被保険者と称するものでござ

います。この継続被保険者は船員保険法によりまして老齢、脱退、死亡の給付だけを受けるのでありまして、船員保険法による失業保険の給付を受けることができないのでございます。従いま

してこの規定は一般の失業保険の適用を受けしめることが理の当然であり

ますので、今回「船員保険の被保険者」の下に「船員保険法第二十條第一項の規定による被保険者を除く。」といったしまして、一般の失業保険の適用を受け

ますことになりたいたした次第でございます。

次に第三十一條但書の規定を削る。これは失業保険の保険料徴収の際の端

数計算の規定でございます。三十一條但書は「但し、円未満の端数は、これを切り捨てておきます。」という規定に相成つております。ところがこれ

につきましまして本年の四月一日から適用せられることになりました国庫出納金等端数計算法という法律が昭和二十

五年法律第六十一号として四月一日から施行されております。それにより

ますと、国及び公団等の出納にかか

る金額の端数計算につきましては、五十銭未満はこれを切り捨て、五十銭以上

円未満の端数はこれを二角として計算するということになりまして、この法

律に抵触するその外の法律はすべて無効というふうなことに相成つてお

りますので、即ち第三十一條但書はこの国庫出納金等端数計算法の施行に伴

ひまして死文に変わりましたので、今回これを整理するために削除したい、か

ように存する次第でございます。

第三十四條の四第三項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。これはこの前の国会で成立した労働者災害補償保険等の一部を改正する法律は延滞金の割合を引下げる内容の法律でございますが、この法律の施行に伴い

ますので、今回「船員保険の被保険者」の下に「船員保険法第二十條第一項の規定による被保険者を除く。」といったしまして、一般の失業保険の適用を受けますことになりたいたした次第でございます。

次に第三十八條の六第一項中「三十二日分以上」を「二十八日分以上」に改める。この規定は日雇失業保険の受給資格要件の規定でございます。現行法の二月の期間、「三十二日分以上」ということを「二十八日分以上」というふうに資格要件を緩和しようという規定でございます。

て、現行法の規定は「過去四箇月間に支給した保険給付総額が当該期間内に徴収した保険料総額の百分の百二十を超えらるに至つた場合、」即ち四ヶ月間に徴収した保険料総額と保険給付額との一定の比率を以て保険経済の余裕の状況を判断するとしておたのであります。併しなから保険経済の運営の状況全部を見ますためには過去四ヶ月間ごと

第三十八条の十一第三項中「支給し

項の規定に該当するに至つた者について

うものを保険金として支給するといふ

すか。

か

【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(赤松常子君) 御異議ないものと認め直ちに討論に入ります。それでは御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願います。又修正意見のおありの方は討論の段階においてお述べ願いたいと思います。

○原虎一君 私は大体本案に賛成するものであります。併し無条件に賛成するまでにはこの法案は改正されていまい。と申しますのは失業者、殊に日雇労働者の完全就労、これを政府が責任を持つてやるべき現在の日本の経済社会情勢になつてゐると思ふ。従つて先般我々委員が安定所の窓口を視察したときにおきまして、完全なる就労を希望する労働者が多くて、今日までのこの日雇労働者の失業保険に対する労働者諸君の期待というものは薄いのであり、と申しますのは、この失業保険によりまして失業保険の恩恵を受ける価値の少ない者、日雇労働者の賃金というものは御承知のように低いものであり、その保険給付が相当の日数即ち改正された法律におきまして、連続四日通算六日後において支給されるという、こういう状態におきまして、失業保険としての効果が非常に薄い。労働者側から申せば期待に反するもので、少くとも待期の日数は二日、最大三日程度のものになしなれば、労働者は最低生活を維持する保険金を貰うことに期待が持てないといふことは事実が示している。ただ我々が賛意を表する点は従来の法律よりも、即ち資格を取得する期間を四日間短かくして給付を受ける待期の期間を一日短かくしたという、幾分本當に僅かではありますけれども、改善の方向に向

つて進んだといふところに賛意を表するものであります。
以上申しまして賛成の意見を終りたいと思ひます。

○委員長(赤松常子君) 外に……
○堀本鍾三君 私は本案につきましては賛成いたします。ただここで希望を申述べたいと思ひますことは、最近の日雇労働者の失業状態が現下の情勢から段々殖えて参つてゐる。朝鮮事変その他によりまして一時的な需要というものも予想されますが、今の経済政策の下においてはそう樂觀を許さない。是非この日雇労働者が先ず失業しない状態に置く。完全雇用を理想として参る。その点につきましてはこの失業対策事業の外に公共事業でありますとか、都市計画事業と緊密なる、特に末端における緊密な連絡によりまして、比較的に恒久性を持ち、そして日本の経済復興に貢献する形において、両者の結付きが十分運用されるということ、第一の希望であります。

それから第二は過般視察いたしました時に問題になつておりましたが、いわゆる輪番制の非常な窮乏な運用、労働者自身が就労できないというふうな事情もないではないように見受けたのであります。こういう点につきましては、もつと実情に即して予算的な制約からものを考えないで、実情に即して運用されるというふうな点についてもつと十分な御配慮が必要であらう。こういうふうな二つの問題を希望いたしますして、本法案に對しましては、ともかくも受給要件なり、受給

制限が緩和される方向に向つておるの賛成いたしますが、尙最後に特にお願いいたしておきたいことは、この失業保険法の一部を改正する法律案の實施後の実情に鑑みまして、保険給付、受給の制限の緩和というふうな点につきまして、更に鋭意今後共同努力あらんことをお願いして、私は本案につきましては賛成いたしますが、以上三點を特に当局に御要望いたす次第であります。

○委員長(赤松常子君) 外に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認め、直ちに採決に移りたいと思ひますが、御異議ありませんか。
【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(赤松常子君) ちよつと速記を止めて下さい。
【速記中止】

○委員長(赤松常子君) それでは速記を始めます。
御異議ないものと認めてこれより失業保険法の一部を改正する法律案の採決を行います。本改正案に對し賛成の方は御起立をお願いします。
【議員起立】

○委員長(赤松常子君) 全会一致でございます。よつて失業保険法の一部を改正する法律案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することとなつておりますから、本案を可とした方は順次御署名をお願いします。
多数意見者署名
原 虎一 波多野林一

宮本 邦彦 中村 正雄
山花 秀雄 城 義臣
堀本 鍾三

○委員長(赤松常子君) 御署名洩れはございませんか。……御署名洩れはないと認めます。尙本會議における委員長の口頭報告の内容等につきましては、すべて先例に従つて行きたいと思ひますが、御異議ございませんか。
【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) 御異議ないものと認め、そのように取計らうことにいたします。
○委員長(赤松常子君) 次に諸願及び陳情の審査を行いたいと思ひます。先ず諸願第八十五号及び第九十五号につきまして紹介議員の木下源吾さんが見えておりますので、一應諸願の趣旨を御説明願つた上、本諸願の採決をお諮りいたしたいと思ひます。木下源吾君。

○委員外議員(木下源吾君) 只今の百八十五号ですが、これは身体障害者に国立の身体障害者公共職業補導所を北海道に設置して頂きたいという諸願でございます。理由は北海道の身体障害者は総数約二万名を数えております。このうち幼少者、労働不能者及びすでに自立している者等を除き現在適切な職業補導によつて、自立せしめる必要のある者は約一千五百名の多きに達しておるのであります。現在有職者であつても諸般の事情から適職補導の希望者多く、これらの者に対する職業補導施設の要望は誠に切実なものであるのであります。然るところ現在の一般公共職業補導所並びに授産所などはいずれも健康者及び軽度障害者を対象とするため障害者には利用不可能の事情であります。今にして特別の指導保護を與えないといふことでは、先ずこれらの者は困窮して社会弊害の増長して深刻なる社会問題となる虞れがあります。もとよりこれらの者には生活保護や身体障害者福祉法等の保護があるが、その実情は極めて不徹底であつて是非とも積極的な恒久方法を以て自立の途を講ずることが必要であります。そしてこの目的を以て現在全国五ヶ所に設置されておる国立身体障害者公共職業補導所は北海道には設置なく、最も近い宮城県に設置にさえ北海道からは距離、経費の關係からこれを利用することが殆んど不可能に等しい実情であります。特別の御諮議を以つて二十五年年度において北海道に国立身体障害者公共職業補導所を設置せられんことを要望いたします。これは北海道議會議長の諸願であります。尙北海道知事からはかねて要請中のこの件についてこの程札幌市若しくは函館に一ヶ所を開設することとして具體的な計画が確立したので、その計画書が労働省の職業安定局長の方へ提出しておりますので、すでに当局ではこの諸願は済んでおると思つておりますが、どうぞ本件を御採決の上至急設置せられよう要望するのであります。

○委員長(赤松常子君) 只今木下議員より諸願第八十五号について紹介説明がありましたが、何か御質疑なり御意見のおありの方はどうぞお述べ願います。
○政府委員(山村新治郎君) 只今の諸願の御趣旨につきましては、御要望御尤も存じますが、大体本年度につきましては、ちよつと困難かも知れませんが、明年度におきましてはせいに

三

努力いたしまして実現いたしたいと思
います。

○原虎一君 身体障害者の補導は安定
局の方の所管じゃないのですか。

○政府委員(山村新治郎君) 身体障害
者の補導は安定局の所管です。

○原虎一君 斎藤局長の所管ですか、
事実上北海道にはまだ一つもおいてい
ない。その実情を説明して下さい。

○政府委員(斎藤邦吉君) 身体障害者
の補導につきましては、重度の身体障
害者につきましては、専門の身体障害者
の補導所を設けるということにいたし
ておりまして、目下のところ全国に五
ヶ所あるわけでございます。一つは仙
台、東京の小平町、神奈川県の相模原
の国立病院に併設いたしております。
その他に大阪、福岡の五ヶ所であるの
でございます。

尙身体障害者につきましては軽度の
ものにつきましては、一般の補導所にも
入所せしめることといたしております
が、現下の身体障害者の状況から申
しますと、私共事務局といたしまして
は、もつと拡充する必要があると、こ
う考えておる次第でございます。従
いまして先程政務次官からお答えのあ
りましたように、本年度は予算的に困
難でございますが、明年度以降におい
てできるだけもつと拡充して参りた
い。かように考えておる次第でござい
ます。

○原虎一君 明年度から拡充したいと
いう計画なのですね。北海道のその身
体障害者の人員であるとか状態を御存
じでありますか。今まで北海道に設置
しなかつた理由と、それから設置しな
ければならない状態に今日はあるのか
どうか、その点を明らかにせられた

い。

○政府委員(斎藤邦吉君) 申訳ありま
せんが、只今資料を持つて参つており
ませんが、身体障害者の補導所は、実
は東北には全然なかつたのでございま
して、昨年の十一月だと考えますが、
初めて仙台に開設した次第でございま
す。ところが北海道の方からこの仙台
の身体障害者の補導所に入所すること
は極めて困難な実情にあります。明年
度におきましては北海道に一つ何とか
開設したい、かように考えておる次第
であります。甚だ申訳ありませんが、
資料は只今持つて参りません。

○原虎一君 政府がそう考えておるの
は結構なのですが、今まで補導所をお
かなかつた北海道の状態と、今まで設
置したところとの比較なんぞを説明さ
れなければ、請願は必要だから来
ておるので、政府自身何も設置する根
拠がない。例えば所管は違いますがし
ども、労働委員を増員して呉れとい
う請願が各方面から出る。そのときに
いろいろ事件数とか工場数ぐらゐは調べ
て、そしてその比較検討の上で考慮を
要するとか、何とかと決めるべきだと
思う。この請願には賛成なのだが、こ
ういう陳情は北海道ばかりでなく他
からも出て来ると思ひます。だからこ
ういふ条件だから北海道に必要だとい
うことがない、ただ請願があつたから
それを採択するといふのではおかしい
と思う。政府自身が条件を明示される
必要があると思ひます。

○政府委員(斎藤邦吉君) 先程お答え
申上げましたように、資料は役所には
ございませんので、只今持つて参り
ませんので、その数字的な状況を
を御説明できないのは申訳ないと思つ

ております。できるだけ速かな機会に
資料を提出いたしまして、私共の事務
的に考えておるところを申上げたいと
考えておる次第であります。

○委員長(赤松常子君) ちよつと速記
を止めて下さい。

○委員長(赤松常子君) 速記を始めて
下さい。それではこの請願を採択する
ことにいたしまして、御異議ございま
せんか。

○委員長(赤松常子君) では採択いた
します。

○委員外議員(木下源吉君) もう一件
お願いいたしますが、これは失業緊急
対策に関する請願であります。すでに
先般の本会議において決議案が出、通
過しておりますので、内容については
詳しく御説明を申上げるまでもありま
せんが、要点は審議会で答申になつてお
る公共事業費九十億、この九十億を追加
計上してやつて呉れ、というもので
す。これは本会議の決議案の内容にも
書いてあつたやうであります。尙そ
の他に厚生施設拡充費二億五千万円を
計上せられたい。それから三は、失業
保険法の改正を至急実施せられたい。
只今も何があつたやうであります。が、
その内容は、失業保険の適用範囲の拡
大、給付金額の増加、適用期間の延長、
次は日雇失業保険の受給要件の緩和、及
び待期日数の短縮等が内容になつてお
ります。すでに本会議でも決議になつ
ておるのでありますから、どうかこの
請願を御採択願つてできるだけ実施し
て頂きたい。請願者は松沢隼人君外七
名であります。

○委員長(赤松常子君) 只今木下議員
より請願第九十五号の紹介説明があ
りました。何か御質疑がございまし
たらお述べを願ひます。

○政府委員(山村新治郎君) 只今の請
願につきましては、請願の趣旨はす
でに本会議場におけるところの御決
議、或いは又当委員会におけるところ
の各委員諸君の御質疑とほぼ相違する
ものがあると存するのではありません
が、ただ具体的な数字、例えば九十億
なり、或いは又二億五千万円等の問題に
つきましては御請願があるようでござ
います。これにつきましては十分又
検討いたしたいと存じますが、御趣旨
は大體政府といたしまして了承いたし
ておる次第でございまして。

○委員長(赤松常子君) 外に……。別
に御質疑もないやうでございまして、
本請願を採択することに御異議ござい
ませんか。

○委員長(赤松常子君) 外に……。別
に御質疑もないやうでございまして、
本請願を採択することに御異議ござい
ませんか。

○委員長(赤松常子君) ちよつとお諮
りいたします。同じ内容のものがある
一件請願として出ておりますが御紹
介いたしましたやうか、如何いたしま
すか。

○原虎一君 紹介して貰つてそれに同
意なさつたら如何ですか。

○委員長(赤松常子君) 請願第二百四
十四号を専門員の方から御説明いたし
ます。

○専門員(磯部義孝君) 紹介議員は大野
木秀次郎、カニエ邦彦、伊藤修の三議
員でございまして。提出者は大阪市長、
横浜市長、神戸市長、名古屋市長、京
都市長この五都市長の連名で出ており
ます。失業緊急事業に関する請願とな
つております。要点を申上げますと、
最近失業者の「職よこせ」運動が展開

せられ、五大都市においては特にその
傾向が著しい。我が国における失業問
題は単なる景気変動に伴う失業という
よりも、むしろ日本経済の構造的性質
に基く過剰人口の存在形態として潜在
失業者を顕在化した問題であるから、
失業保険制度を以てしては問題は解決
はできない。政府は殊にこれに思いを
いたされて、年間四十億の予算を計上
されて、これに対処されるわけであり
ますが、このままではその規模が小
さ過ぎて、今や治安の問題にまで発展
しつつある本問題処理のためには遺憾
である。この当面の緊急課題の解決の
ために請願事項の趣旨を了察の上、更
に一層の御高配を賜りたいとありまし
て、第一が失業緊急事業の規模を拡大
すること。二は労力費及び事務費に対
し全額又は少くとも八割の国庫補助、
それから資材費に対し半額の国庫補
助。三は失業緊急事業費に対する起債
認可の緩和、四が事業種目の決定に関
し、地方公共団体の自主性を認めるこ
と。それから女子及び知識階級失業者の
ためそれらに適用する事業種目の採
択を認めること。それから五は技能
者、監督者の採用比率を高めること。
六は日雇労働者失業保険制度の改正。
それだけでございまして、以上を五大
都市市長会議の決議によつて請願いた
します。こう書いてございまして。

○原虎一君 採択することに賛成いた
します。

○委員長(赤松常子君) この第二百四
十四号の請願を採択することに御異議
ございませんか。

○委員長(赤松常子君) 只今の趣旨はよく分りま
したが、具体的な問題があるようです

が、政府はどういうようにお考えですか。

○政府委員(山村新治郎君) 只今の請願の御趣旨も大体前の請願の御趣旨と相当似ておるところがあると思ひますが、特に具体的ないろ／＼な御要望につきましては政府といたしましてはせいぜい努力いたしたいと思ひます。

○委員長(赤松常子君) では採択することに決定いたしました。

○委員長(赤松常子君) 後附請願が一つと陳情が一つございしますが、説明をいたすことに御異議ございせんか。

○委員長(赤松常子君) では専門員から紹介説明いたします。

○専門員(磯部巖君) これは請願第七十五号でございまして、紹介議員は岡崎眞一君でございまして、請願者は神戸市の広瀬龜寿外十九名となつております。その内容は戸内使用人(女中)及び警察の取締対象となる旅館、料理店、喫茶店、飲食店、娯楽場等の接客婦、出前持ちその他のサービス業務に従事する使用人等の職業紹介は、公共機関よりも民間機関に依頼する方が円滑であるから、就職の機会を容易にし、且つ職業紹介業務を積極的にするために、職業安定法施行規則第二十四条中にこれらの職種を追加するよう同第二十四条を改正せられたいという請願でございます。

○委員長(赤松常子君) 只今の請願に對して御質疑ございせんですか。

○政府委員(山村新治郎君) 只今の請願の御趣旨は有料職業紹介事業の要望と拝聴いたしましたのでございしますが、これはいろ／＼条約等の関係もございまして、法令的に実現困難と存じております。

○原虎一君 安定所自身そういう請願を受けている失状についてどうなんでしょうか。政務次官が説明をするまでもなく法律ではいかにいけれど、失状は困っているから請願が出ています。

○説明員(西田正弘君) 私から簡単に事情を御説明申し上げます。女中その他戸内使用人につきましては、現在安定所においても極力やつておりました、現在女子の求人等におきましては女中が一番多い。従つて安定所でやつてい

る率が非常に多くなつております。それで今度の安定法以前におきましてはわゆる周旋屋としては一番女中が多かつたのであります。それを職業安定法の施行以来、これが禁止せられたので、これら従前の業者において要望しているところであらうと思ひますけれども、現在におきましては安定所においてやるのも、これに特に支障のある点は認められせん。尙今お話を

ございましてこの安定法施行規則の第二十四条と申しますのは、有料職業紹介事業をどういふ職種に入れしむるかという職種を制定したものでございまして、この職種というものは非常に特殊な技術を必要とする。例えば音楽家、美術家、演芸家、医師、歯科医師、看護婦、助産婦というような特殊なものに限られておりました、これは一九三三年の条約においてもその趣旨が謳われておりますので、我々としたしましては、現在の法律では特にこれを職種に追加するということとは、その趣旨から言つて困難であるばかりでなく、現在安定所で行うにしても特に困難な点は認められせんので、安定所でも支障なくやつていられるという失状を御説明いたします。

○委員長(赤松常子君) 本請願は如何いたしましたでしょうか。

○留保(と呼ぶ者あり) 留保のお声がございしますが、御異議ございせんか。

○委員長(赤松常子君) それでは留保にいたすことに決定いたします。

○委員長(赤松常子君) もう一件陳情がございしますので、紹介を専門員よりいたします。

○専門員(磯部巖君) 第三十九号の陳情でございしますが、陳情者は宮城県知事の佐々木家寿外一名でございまして、失業保険金の受給要件が三十二日以上となつてゐるのを二十日以上にして貰ひたい。それから保険金受給の待期間を廃止する。失業の認定日より直ちに支払われるようにしたい。それから又日雇労働者の保護施設として安定所所在地の主要地域に托児所、寄場浴場等を設置せられると共に作業衣、地下足袋、その他作業に必要な物資を失業対策事業費中から現物支給せられたいという陳情でございます。

○委員長(赤松常子君) 只今の陳情に關して御意見、御質問がございましたらどうぞお願いいたします。

○政府委員(山村新治郎君) 只今の陳情の御趣旨は、先程御決定を願ひました失業保険法の一部改正、大体全般としてそれをより以上条件を緩和しようという御趣旨と思つたのでございしますが、これは保険経済の運営上からできただけの努力はいたしたいと考へる次第であります。尙作業衣、地下足袋等の御要望がございしますが、それらにつ

いてもせい／＼努力をいたす所存でございます。

○委員長(赤松常子君) 外にございせんか。……それでは今の陳情を採択することに御異議ございせんでしょうか。どういふふうに扱ひましようか。

○原虎一君 一応留保された方がいいね。

○委員長(赤松常子君) 留保いたすことに御異議ございせんか。

○委員長(赤松常子君) それでは請願百八十五号及び百九十五号、及び二百四十四号、この三件の請願は採択いたします。請願七十五号と陳情三十九号は留保いたします。以上のように決定いたします。

尙参議院規則第七十條により、請願審査の結果を議院に報告する際に、院議に付して内閣に送付するを要するか否かを區別して報告をしなければならぬので、この際お諮りいたしますが、以上採択されました請願を、院議に付し内閣に送付するを要するものと決定して御異議ございせんか。

○委員長(赤松常子君) 御異議ないものと認め、以上三件の請願は院議に付し内閣に送付するを要するものと決定いたします。

以上で今日の予定の議題は終了いたしましたので、本日はこれを以て散会いたします。

午後零時三分散会

出席者は左の通り。

委員長 赤松 常子君
理事 原 虎一君

波多野林一君

委員 城 義臣君
宮本 邦彦君
中村 正雄君
山花 秀雄君
堀木 鐵三君

委員外議員 人事委員長 木下 源吾君

政府委員 労働政務次官 山村新治郎君
労働省職業安定局長 斎藤 邦吉君

事務局側 常任委員 磯部 巖君
会専門員 安定期長 百田 正弘君

説明員 労働省雇用安定課長 百田 正弘君

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された

一、失業保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月十五日)

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、北海道に国立身体障害者公共職業補導所設置の請願(第一八五号)

一、失業緊急対策に関する請願(第一九五号)
一、失業応急事業に関する請願(第一四四号)
一、失業保険制度改善等に関する陳情(第三九号)

請願者 北海道議会議長 坂東 秀太郎

紹介議員 木下 源吾君

北海道の身体障害者総数約二万人のうち、幼少者、労働不能者および既に自立している者等を除き現在適切な職業補導によつて、自立せしめる必要のある者は約一千五百名に達し、かつ現在有職者であつても諸般の事情から道職補導の希望者多く、これらの者に対する職業補導施設の要望は痛切なものであるから、二十五年において本道に国立身体障害者公共職業補導所を設置せられたいとの請願。

第一九五号 昭和二十五年七月十五日受理

失業緊急対策に関する請願

請願者 東京都港区芝南佐久間 町一ノ五五 松沢隼人 外七名

紹介議員 木下源吾君 深川タマエ君

失業問題の深刻化に伴い、その当面の緊急対策として、(一)公共事業費九十億円の追加計上、(二)厚生施設拡充費二億五千万円の計上、(三)失業保険法の改正実施等の処置を採られたいとの請願。

第二四四号 昭和二十五年七月十八日受理

失業応急事業に関する請願

請願者 大阪市長 近藤博夫外 四名

紹介議員 大野木秀次郎君 カニエ邦彦君 伊藤修君

最近失業者の「職よこせ」運動が全国各地に展開されているが、五大都市においてはとくにその傾向がいちじるし

くなつてゐる。しかしてわが国における失業問題は、日本経済の特質と過剰人口のために、現行の失業保険制度だけでは解決できないから、(一)失業応急事業の規模を拡大すること、(二)労力費および事務費の全額または八割、資材費の半額を国庫補助とすること、(三)失業応急事業費に対する起債認可を緩和すること等の実現を図られたいとの請願。

第三九号 昭和二十五年七月二十一日受理

失業保険制度改善等に関する陳情

陳情者 宮城県知事 佐々木家 壽治外一名

現行の失業保険金の受給要件は、失業直前二箇月間にわたり、就労三十二日以上と規定されているが、経済界の不振に伴い日雇労働者のあふれが増大し、就労日数は二十六日程度であるから、かかる実情に則応するよう、受給要件を二十日以上とせられるとともに保険金受給の待機期間を廃止し、失業の認定日の直に支払われたい。また日雇労働者の保護施設として安定所所在地の主要地域に托児所、寄場浴場等を設置せられるとともに、作業衣、地下足袋、その他作業に必要な物資を失業対策事業費中より現物支給せられたいとの陳情。

昭和二十五年八月十一日印刷

昭和二十五年八月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所